

入札参加心得

第1 目的

- 1 この心得は、宮崎市（以下「本市」という。）が行う入札において、当該入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

第2 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）及びこの心得を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札に際し、本市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けるほか、常に業務を推進するにふさわしい入札参加者として入札に臨まなければならない。
- 3 入札参加者は、設計図書等（仕様書及びその他交付書類）、その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

第3 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第4 入札書の提出

- 1 入札参加者は、必ず一般書留郵便又は簡易書留郵便にて、入札書及び関係書類を本市があらかじめ指定する日時までに提出しなければならない。また、入札書は本市が指定した所定の様式を使用し、入札書に記載する件名及び場所は公告等に記載されている内容と一致させるものとする。

第5 委任状

- 1 郵便入札の場合、代理人による入札はありませんので、委任状は必要ありません。

第6 入札保証金

- 1 見積りをした金額（消費税額を含む。）の100分の5以上の入札保証金を入札前に納付しなければならない。なお、入札時に納付をしたことが証明できる書面を提示するものとする。
- 2 入札保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その全部又は一部を納付させないことができるものとする。
 - （1）入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - （2）地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者による入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれ

がないと認められるとき。

(3) 入札に参加しようとする者が国又は地方公共団体であるとき。

第7 入札の辞退

- 1 入札参加者は、入札を希望しない場合は、入札書を提出する前はいつでも辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退する場合は、事前に入札辞退届を環境施設課長に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。
- 3 入札書受付期間までに入札受付場所に入札書が到達しなかった場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

第8 入札書の書換え等の禁止

- 1 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の記入誤り等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起することができない。

第9 入札の中止等

- 1 入札参加者が第2及び第3の規定に抵触したとき等、本市が必要と認める場合は、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことができる。また、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を中止することができる。
- 2 前項の規定により本市が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期又は中止することができる。

第10 開札

- 1 開札は、指定した日時に行い、落札者に対し速やかに決定通知を行います。

第11 入札の効力

- 1 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格がない者のした入札
 - (2) 所定の日時までに、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (4) 入札書が所定の日時までに、所定の場所に到達しないもの
 - (5) 入札書の記載事項が確認できないもの若しくは入札書記載の金額を加除訂正したもの又は氏名に押印のないもの
 - (6) 同一人が同一事項について、2通以上の入札をしたもの
 - (7) 談合その他不正の行為があった入札
 - (8) 前各号に定めるもののほか入札に関する条件に違反した入札

第12 落札者の決定方法等

- 1 落札者の決定方法は、次による。
 - (1) 入札の公告に定めるところによる。
 - (2) 落札者となるべき最高の価格で入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。くじは辞退することができない。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載しなければならない。

第13 入札回数

- 1 入札回数は1回とする。

第14 異議の申立て

- 1 入札の執行後においては公告、設計図書等の内容が不明とした異議の申立ては行えないものとする。

第15 契約書の作成

- 1 落札者は、落札決定日から10日以内に契約書を作成し、記名押印のうえ、提出すること。

第16 その他

- 1 「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」に留意すること。
- 2 契約を締結する場合は、原則として契約保証金の納付が必要となる。契約保証金は、契約金額（予定売却電力量に契約単価を乗じた額に100分の10を加算した金額をいう。）の100分の25以上とする。
- 3 この心得に定めのない事項については、本市の指示するところによる。